

令和5年度

(令和4年度事業対象)

忠岡町教育委員会 点検・評価報告書



令和5年10月
忠岡町教育委員会

はじめに

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月施行）、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。

忠岡町教育委員会は、この規定を受け、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告書をまとめるとともに、これを公表します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

I 忠岡町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書	
1. 目的	1
2. 点検・評価の方法	1
3. 外部評価委員（学識経験者）の知見活用	2
II 忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政	
1. 教育行政	3
2. 教育財政	9
III 事務事業評価シート	
1. 令和4年度事務事業評価シート一覧（通常事業）	10
//（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）	11
2. 個別シート	12
3. 評価委員の意見（外部評価）	31
【資料編】	
・忠岡町教育大綱	資料1
・忠岡町教育基本方針（令和4年度学校園における指導の方針）	資料2
・教育委員会の組織と事務局（令和5年4月1日現在）	資料18
・教育委員会事務局事務分掌	資料18
・忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び 評価のための教育委員会評価委員設置要綱	資料21
・忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領	資料22

I 忠岡町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書

1. 目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会です。

その役割は、専門的な行政官で構成されている事務局を様々な属性を持った複数の委員による合議により指揮監督し、中立的な意思決定を行うものとされています。

教育委員会が、教育に関する事務の執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的としています。

2. 点検・評価の方法

(1) 「忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領」に基づき、教育委員会が選定した事務事業ごとに、その「必要性」「有効性」「効率性」について基本的な評価を行い、これをもとに今後の方向性として総合評価を行いました。

(2) 評価基準

①基本評価（必要性・有効性・効率性）の基準は次のとおりとする。

評価基準	評価の視点	評価
必要性	・ 町が関与する妥当性はあるか。 ・ 町民ニーズはあるか。 ・ 時代の変化に適應しているか。	左記の内容について、5段階で自己評価を行う。
有効性	・ 目標どおりの成果がでているか。 ・ 他に類似事業はないか。 ・ 単位当たりコストは妥当か。	
効率性	・ コスト削減の余地はないか。 ・ 負担割合は適正か。 ・ 最小の経費で最大の効果を挙げているか。 ・ 同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率的か。	

②総合評価（今後の方向性）の基準は次のとおりとする。

総合評価	理 由
S：拡 充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
A：継 続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
B：要検討	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等の課題を整理し検討が必要
C：要改善	課題が明確であり、今後、改善に取り組む必要がある
D：廃 止	事業を廃止（または休止）する

令和4年度事務事業評価については、通常事業分として15事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業分として4事業の合計19事業についての評価を行い、5つの事業でS評価、14の事業がA評価となっています。（各事業の詳細については、10ページ以降に掲載）

3. 外部評価委員（学識経験者）の知見活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、点検・評価の実施及び報告書の作成に当たっては、外部評価委員より総合的な観点からご指導・ご助言をいただきました。4年ぶりに対面での開催となり、活発な意見交換が出来ました。

忠岡町教育委員会評価委員名簿

氏 名	備 考
山岡 利夫	元薫英学園評議員、元薫英学園かおり幼稚園長
吉美 学	大阪体育大学教育学部特任教授

Ⅱ 忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政

1. 教育行政

(1) 教育委員会

教育の中立と教育行政の安定性を確保し、教育・文化の振興を図るため、忠岡町の教育に関する業務は、町長から独立した行政委員会である教育委員会が担っています。

忠岡町教育委員会は、教育長と5人の委員で構成されています。教育長は教育行政に関する識見を有する者のうちから、委員は教育学術及び文化に関する識見を有する者のうちから、それぞれ議会の同意を得て町長が任命します。任期は教育長が3年間、委員が4年間です。

(2) 教育委員

令和4年度

氏 名	職 名	最初の就任年月日	任 期 満 了 日	備 考
富本 正昭	教育長	平成27年4月1日	令和6年3月31日	
安明 明子	委 員	平成22年10月1日	令和4年9月30日	職務代理: 令和3年4月1日～ 令和4年9月30日
井手 和代	委 員	平成23年10月1日	令和5年9月30日	職務代理: 令和4年10月1日～
新田 哲也	委 員	平成29年1月1日	令和6年12月31日	
谷野しづこ	委 員	令和2年4月1日	令和6年3月31日	
竹林 正訓	委 員	令和3年4月1日	令和5年9月30日	
徳田 久子	委 員	令和5年1月1日	令和8年12月31日	

(3) 教育委員会議

教育委員会議は毎月開催しています。令和4年度は定例会議を12回、議案24件、報告40件を審議承認しています。各会議の議決案件等は次のとおりです。

開 催 日	区 分	議案番号	審議議案・報告事項
令和4年4月26日	定例会	8	忠岡町立忠岡中学校生徒指導主事等の任命について
		9	コパンスポーツセンター忠岡の料金改定について
		報告事項	・ 行事等報告について ・ 町立各学校園保育所行事について ・ 忠岡町教育委員会事務局所属職員の異動について ・ 忠岡町立学校教職員の異動について ・ 令和4年度忠岡町一般会計予算（教育関係）について ・ 忠岡中学校卒業生（第74期：令和4年3月卒業）進路状況について ・ 令和4年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
令和4年5月20日	定例会	10	忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の制定について
		11	コパンスポーツセンター忠岡の料金改定について
		報告事項	・ 行事等報告について ・ 町立各学校園保育所行事について
令和4年6月23日	定例会	12	忠岡町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
		13	忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員の委嘱について
		14	忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
		報告事項	・ 行事等報告について ・ 町立各学校園保育所行事について
令和4年7月27日	定例会	15	令和5年度使用小学校教科用図書の採択について
		16	令和5年度使用中学校教科用図書の採択について
		17	忠岡町立幼保連携型認定こども園条例施行規則の制定について
		報告事項	・ 行事等報告について ・ 町立各学校園保育所行事について ・ 令和4年第2回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について

令和3年8月25日	定例会	18	令和4年度全国学力・学習状況調査の結果公表について
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について
令和4年9月20日	定例会	19	令和5年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）の参加について
		20	忠岡町教育委員会点検・評価報告書について
		21	忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和4年第3回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
令和4年10月25日	定例会	22	令和5年度忠岡町立小・中学校教職員人事基本方針について
		報告事項	・教育長職務代理者の指定について ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和4年第3回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
令和4年11月24日	定例会	23	令和5年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）への参加について
		24	忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・忠岡町文化会館運営委員会からの答申について
令和4年12月23日	定例会	25	忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
		26	令和5年忠岡町教育委員及び教育委員会関係諸行事について
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和5年度全国学力・学習状況調査への参加について ・令和4年第4回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
令和5年1月26日	定例会	1	教育長の臨時代理事項について
		2	忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について

令和5年2月21日	定例会	報告事項	・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和4年度町立各学校園保育所の卒業式・卒園式について ・令和5年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項について
令和5年3月29日	定例会	3	忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係規則等の整理について
		4	令和5年度忠岡町教育基本方針について
		5	令和5年度中学生チャレンジテストへの参加について
		報告事項	・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和5年度町立各学校園保育所の入園式・入学式について ・令和5年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について

(4) 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、町長と教育委員会（教育長及び教育委員会委員）で構成される会議です。教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るものです。

回 数	開 催 日	議 題
第1回	令和5年3月29日	1. 部活動の地域移行について

(5) 教育委員の活動状況

・研修会等

事 業 名	開催日・場所	内 容
大阪府町村教育委員会連絡協議会総会・研修会	令和4年5月20日 ホテルアウィーナ大阪	総会 講演会：「新たな社会に向けた教育：SDGs探究学習のススメ」 近畿大学総合社会学部 講師 保本 正芳 氏
大阪府市町村教育委員会研修会	令和5年1月30日 オンライン研修	講演：「未来の社会をアップデートするための学校園づくり～いま必要な教育とは～」 元麴町中学校校長 現横浜創英中学・高等学校 理事・校長 工藤 勇一 氏

・教育委員の関係行事等への参加

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況について、慎重に判断をし、以下の行事について参加しました。

実 施 日	内 容
令和4年10月23日	町民体育大会
令和5年1月9日	二十歳のつどい（職務代理1名のみ参加）

令和4年度についても長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止などの影響により、3年続けて様々な行事・イベントの縮小開催や中止など、教育行政における影響が大きい1年でした。町教育委員会としては、教育行政を推進する際に様々な感染拡大防止措置を講じざるを得ない状況の中、子ども達や保護者の皆さまのご理解とご協力の元、出来る範囲での行事の実施を進めて参りました。

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類から5類に変更となったことで、この3年間に於ける様々な制限などは大きく緩和されたところであります。が、引き続き子ども達の安全確保と教育活動の保障を両立させるべく、慎重に取り組んで参りたいと考えております。

2. 教育財政

(1) 教育関係費の推移

下表は平成30年度の決算額を基準の指数とした、過去4年間の決算額を各項目別に比較しています。
(単位：千円。百円単位四捨五入値)

	H30 (決算額)	指数	R1 (決算額)	指数	R2 (決算額)	指数	R3 (決算額)	指数	R4 (決算額)	指数
児童福祉費 (A)	770,356	100	553,332	72	609,483	79	767,689	100	1,220,767	158
教育費総額 (B)	691,413	100	527,215	76	613,146	89	540,572	78	539,277	78
教育総務費	120,790	100	122,477	101	122,875	102	131,909	109	130,766	108
小学校費	87,132	100	118,085	136	189,005	217	151,976	174	122,347	140
中学校費	58,574	100	64,066	109	87,410	149	67,786	116	69,750	119
幼稚園費	91,752	100	95,832	104	79,714	87	78,159	85	92,194	100
社会教育費	324,095	100	118,261	36	126,873	39	103,646	32	116,190	36
保健体育費	9,070	100	8,494	94	7,269	80	7,096	78	8,030	89
※総務管理費 (D)					126,315		18,352		66,726	
一般会計 (C)	6,839,293	100	6,657,378	97	9,198,507	134	7,515,371	110	8,338,551	122
A + B / C	21.4%		16.2%		13.3%		17.4%		21.1%	
A + B + D / C					14.7%		17.7%		21.9%	

※総務管理費については、令和2、3、4年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費が創設されたため、教育委員会関連経費のみを計上している。

※児童福祉費(A)は、児童措置費及び児童遊園費を除く。

Ⅲ 事務事業評価シート

1. 令和4年度事務事業評価シート一覧

通常事業

事業名	所属	総合評価	掲載頁	備考
(仮称)東忠岡地区認定こども園整備事業	教育みらい課	S	12	
地域子育て支援センター事業	教育みらい課	S	13	
就学前施設給食費助成事業	教育みらい課	A	14	
町立小学校電話機主装置購入	教育みらい課	A	15	
学ぶ楽しさを育む推進事業	学校教育課	A	16	
あすなろ未来塾事業	学校教育課	A	17	
外国青年語学指導員配置事業	学校教育課	A	18	
忠岡町英語教育推進事業	学校教育課	A	19	
忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業	学校教育課	S	20	
忠岡町適応指導教室運営事業	学校教育課	S	21	
小学校スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	A	22	
忠岡町統合型校務支援システム構築事業	学校教育課	A	23	
スポーツ振興奨励金	生涯学習課	S	24	
文化会館運営方針見直し事業	生涯学習課	A	25	
町民いこいの広場改修事業	生涯学習課	A	26	

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業

事業名	所属	総合評価	掲載頁	備考
新型コロナウイルス感染症対策事業（工事関係）	教育みらい課	A	27	
新型コロナウイルス感染症対策事業（備品等購入関係）	教育みらい課	A	28	
新型コロナウイルス感染症対策事業（給食費助成）	教育みらい課	A	29	
スポーツセンター運営支援事業	生涯学習課	A	30	

2. 個別シート

事務事業評価シート			
事業名		(仮称) 東忠岡地区認定こども園整備事業	所属 教育みらい課
根拠法令・条例・要綱等		建築基準法・地方財政法	
総合計画の位置づけ	基本目標	1 子育てがしやすいまち	
	基本方針	切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり	
	基本施策	4 安心して子育てできる環境の充実	
	施策展開の方向	(3) 子育て施設の充実	
事業概要	平成28年8月「忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針」、平成29年3月「忠岡町幼保一体化推進基本計画」、平成31年3月「(仮称) 東忠岡地区認定こども園整備基本計画」を策定し、令和5年4月の開園に向け、東忠岡地区におけるこども園化を進めていく。		令和4年度決算額 622,340,000円 うち特定財源 622,340,000円 うち一般財源 0円
	期間、成果目標の有無等	令和元年度から令和5年度まで 成果目標は、令和5年4月に認定こども園の開園、令和5年秋頃に子育て支援センター及び広場の開設	令和5年度予算額 255,000,000円 うち特定財源 255,000,000円 うち一般財源 0円
事業目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の一体的な取り組みと、子育て支援の充実を図るため、幼保の連携・一体化について取り組む。		
事業実績	令和元年度、敷地測量を完了。令和2年度、実施設計、都市再生整備計画、新園舎周辺樹木伐採を完了。令和3年度、旧東忠岡幼稚園園舎解体、新園舎コンクリート打設、鉄骨建て方着工。令和4年度、こども園新園舎部分、乳児園庭が完成。		
評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	東忠岡地区におけるこども園化において必要な事業である。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	東忠岡地区におけるこども園化において必要な事業である。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	事務量・事務処理時間等を勘案すると、効率的に処理されている。
総合評価	評価	理由	
	S	東忠岡地区におけるこども園化において必要な事業であり、令和2年度に入札執行。令和3年度から令和5年度にわたる3か年度の整備工事にとりかかり、順調に施工することができている。今後、就学前の子どもに関する教育、保育等の一体的な取り組みと、より一層の子育て支援の充実を図ることができる。	
今後の方向性	令和5年7月末で子育て支援センター及び広場が完成し、3か年度に渡る整備工事がすべて完了を予定。子育て支援センターについては、令和5年秋頃開設予定。		

事務事業評価シート

事業名	地域子育て支援センター事業	所属	教育みらい課
-----	---------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	児童福祉法、子ども・子育て支援交付金
-------------	--------------------

総合計画の位置づけ	基本目標	1 子育てがしやすいまち
	基本方針	切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり
	基本施策	3 結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実
	施策展開の方向	(2) 地域における子育て支援の推進

事業概要	住民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる地域社会を形成するため、子育てを地域社会全体で支援する拠点を設けることにより、子どもの健やかな育ちを促進し、豊かな人間性、豊かな心を育む。	令和4年度決算額
		うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	平成16年度から継続中 成果目標は、町内の子育て環境の充実を図る。	うち一般財源 0円
		令和5年度予算額
事業目的	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導、子育てサークルの支援の実施により地域の子育て家庭に対する育児を支援する（チューリップ保育園、ピープル忠岡チャイルドスクールの2園で実施） 令和5年秋頃には町立子育て支援センターが開園予定。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 0円
事業実績	チューリップ保育園の子育て支援センターでは、各種講座を開催し延べ1,640名が参加した。また、ピープル忠岡チャイルドスクールの子育て支援センターでは、各種講座を開催し延べ4,538名が参加した。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	認定こども園を開設するには子育て支援センターを併設することが要件となっており、また、子育て支援センターは地域の子育て家庭にとってなくてはならないものとなってきている。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	月齢の低い親子が安全で快適な遊び場を求めている利用が増えている。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	地域子育て拠点事業は、国の補助事業でセンター型として事業を実施している。

総合評価	評価	理由
	S	認定こども園を開設するには子育て支援センターを併設することが要件となっている。また、町内に月齢が低い親子が安全に遊べる場が少ないため快適な遊び場を求めて子育て支援センターを利用する住民が増えている。今後公立の子育て支援センターも開設予定されており、より一層の子育て環境の充実に期待できる。

今後の方向性	忠岡地区に2つの認定こども園があり子育て支援センター事業を行っている。今後は、令和5年4月開園の東忠岡こども園に併設される町立の子育て支援センターは令和5年秋頃開園予定しており、より一層の忠岡町における子育て環境の充実を図っていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	就学前施設給食費助成事業	所属	教育みらい課
-----	--------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町就学前施設給食費助成金交付要綱
-------------	--------------------

総合計画の位置づけ	基本目標	1 子育てがしやすいまち
	基本方針	切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり
	基本施策	4 安心して子育てできる環境の充実
	施策展開の方向	(2) 保育サービスの充実

事業概要	町内在住者で町内の就学前施設に通っている3歳児から5歳児の給食費を町の独自施策として全額負担することにより保護者負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長の促進及び子育て支援の推進を図る。	令和4年度決算額
		24,949,254円
期間、成果目標の有無等	令和元年度から継続中 成果目標は、保護者負担の軽減を図り、子育て支援を充実させる。	うち特定財源 7,154,849円
		うち一般財源 17,794,405円
事業目的	就学前の子どもの健やかな成長の促進及び子育て支援の推進を図るため、就学前施設において提供される給食費を助成する。	令和5年度予算額
		37,472,000円
事業実績	町立東忠岡幼稚園56人、町立東忠岡保育所94人、チューリップ保育園56人、ピープル忠岡チャイルドスクール102人の計308人（令和5年3月時点）の就学前施設に通っている町内在住の子どもに対して給食費を助成し、子どもの健やかな成長の促進及び子育て支援の推進を図ることができた。	うち特定財源 5,796,000円
		うち一般財源 31,676,000円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	町が就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を負担することにより保護者負担を軽減し、子育て支援の一端を担っている。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	町が就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を負担することにより子育て支援の一端を担っている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	幼稚園、保育所で給食費の徴収が不要となるため幼稚園教諭や保育士の負担が軽減されることにより、子育て支援の一端を担っている。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を負担することにより保護者負担の軽減により子育て支援の一端を担っているため。

今後の方向性	今後も引き続き、就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を無償化することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減及び子育て支援の充実を図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	町立小学校電話機主装置購入	所属	教育みらい課
-----	---------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	建築基準法
-------------	-------

総合計画の位置づけ	基本目標	1 子育てがしやすいまち
	基本方針	切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり
	基本施策	2 学校教育環境の充実
	施策展開の方向	(1) 学校施設・設備の充実

事業概要	忠岡小学校・東忠岡小学校の電話機の老朽化による機器交換に伴い、教職員の働き方改革推進の一環として時間外の音声ガイダンスを導入することで学校設備の改善を図ると共に教職員の長時間勤務の解消に向けて取り組みを進める。	令和4年度決算額
		1,060,180円
期間、成果目標の有無等	令和4年度中	うち特定財源 0円
		うち一般財源 1,060,180円
事業目的	学校設備の改善及び教職員の長時間勤務の解消。	令和5年度予算額
		うち特定財源 0円
事業実績	忠岡小学校 主装置1台 多機能電話機4台 東忠岡小学校 主装置1台 多機能電話機4台	うち一般財源 0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	音声ガイダンスを導入することで、教職員の長時間労働の解消が図られた。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	時間外の保護者対応等の軽減が図られた。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	時間外の保護者対応が不要となるため、教職員の負担が軽減されることにより、働き方改革の一端を担っている。

総合評価	評価	理由
	A	時間外の保護者対応が不要となったことにより、教職員の負担が軽減され、働き方改革の一端を担っているため。

今後の方向性	引き続き適切な保護者との連絡体制を確保すると共に教職員の負担軽減に努める。
--------	---------------------------------------

事務事業評価シート

事業名	学ぶ楽しさを育む推進事業	所属	学校教育課
-----	--------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町学ぶ楽しさを育む推進事業実施要項
-------------	---------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	子育てがしやすいまち
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	1 学校教育の充実
	施策展開の方向	(1) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	小学校に非常勤講師を配置し、学習や学級活動において、学級担任と連携して、よりきめ細やかな指導・支援を行う。	令和4年度決算額
		2,960,460円
		うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	平成27年度から継続中。 成果目標—学校アンケート等による落ち着いた学習環境への肯定的な回答割合の増加及び基礎的・基本的な内容の確実な定着。	うち一般財源 2,960,460円
		令和5年度予算額
		3,142,800円
事業目的	小学校低学年（1・2年）において、落ち着いた学習環境の提供と基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,142,800円
事業実績	教員OBを非常勤講師として配置したことで、年度初めの不安定な子どもたちに対し、適切な支援により落ち着きが見られており、豊かな人間性を育ていく上における土台づくりにもなっている。また、よりよい学習環境が早期に整えられるとともに、学習内容によりつまずきが見られる子どもへの早期対応により、学習に対する意欲・関心が高められた。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や学習意欲を育てる学習指導を推進する上で、低学年への非常勤講師配置によるきめ細やかな指導・支援は必要である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	低学年に特化した事業であり、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲等を高めるなど成果が出ている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	非常勤講師の報酬に関しては、府の非常勤講師と同額であり、専門的な知識や経験が必要な人材の確保の面からも適正であると考ええる。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	非常勤講師を継続して配置することで、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲等を高めるなど成果が出ているため。

今後の方向性	非常勤講師を低学年（1・2年）に配置し、丁寧な指導・支援により、就学前からのスムーズなつながりを図るとともに、基礎・基本の定着や授業の構造化の基礎を確立し、中学年・高学年への確かな学力の定着を今後も継続して図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	あすなろ未来塾事業	所属	学校教育課
-----	-----------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町あすなろ未来塾事業実施要項
-------------	------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	子育てがしやすいまち
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	1 学校教育の充実
	施策展開の方向	(1) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	平成28年度より、町立小学校4年生～6年生児童の希望者を対象に本事業をスタートする。平成29年度において、対象を拡充し、町立小学校4年生～6年生児童の希望者及び町立中学校1年生～3年生生徒の希望者を対象に、小学生には土曜日の午前に算数を、中学生には土曜日の午後に数学と英語を、全国学習塾協会から派遣された私塾講師により年間40回実施。令和2年度より小学校3年生から対象をさらに拡充。	令和4年度決算額
		3,903,000円
期間、成果目標の有無等	平成28年度から継続中。 成果目標－アンケートによる参加児童生徒及び保護者の肯定的な意見の割合の増加。	うち特定財源 3,837,000円
		うち一般財源 66,000円
事業目的	忠岡町文化会館において、子育て支援の一環として、土曜日に、忠岡町立小・中学校に通う児童生徒に対し、学習の場を開設し、学習機会の拡充を図る。	令和5年度予算額
		3,047,000円
事業実績	令和4年度は、年間40回実施。実績として、小学生52名、中学生6名、合計58名が受講。年度末に実施した保護者対象のアンケートでは、「学校の授業がよくわかるようになった」という項目に対して、肯定的な回答（76.7%）が得られ、また児童生徒対象のアンケートでは、「この塾に通うようになって、学校の授業がよくわかるようになった」という項目に対して、肯定的な回答（97.9%）が得られた。	うち特定財源 3,047,000円
		うち一般財源 0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	全国学力・学習状況調査の結果等から、学力差が顕著に見られる。学校以外に、学習の場を開設し、学習機会の充実を図り、自ら学び続ける力を身につけることは必要である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	3	児童生徒のアンケート結果からも、予習を中心に学習する機会を設けることが、学校での学習につながっていることが伺える。一方で、土曜日実施という事もあり、社会体育やクラブ活動の活動時間との兼ね合いもあってか、年々、受講人数が減っていることが課題である。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	3	受講人数が減ってきていることから、一定の経費で最大の効果を挙げるための手立てが必要である。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	受講人数は減っているが、大阪府の補助金を活用し、保護者の負担を軽減した学校以外での学習の場となっているから。（受講人数 R2 小学生67名 中学生13名、R3 小学生52名 中学生11名、R4 小学生52名 中学生6名）

今後の方向性	全国学力・学習状況調査において学力差が顕著であることが伺えるが、こうした学力差はかなりの早期から生じていると考える。したがって、令和2年度より、対象を町立小学校3年生からに拡充し、早期での学習機会の拡充を図り、より多くの子どもたちに学習習慣の定着を図っている。また、令和3年度より、受講人数の少ない中学生を集団個別学習形式で実施することで、コスト削減を図っている。引き続き、自ら学び続ける力が身につくことが出来るよう支援していく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	外国青年語学指導員配置事業	所属	学校教育課
-----	---------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町招致外国青年任用規則
-------------	---------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	子育てがしやすいまち
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	1 学校教育の充実
	施策展開の方向	(1) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）により、外国青年を雇用し、小・中学校での英語教育の充実を図る。	令和4年度決算額
		4,053,000円
		うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	小・中学校については、平成27年度から継続中。成果目標ー英語及び外国語活動に関するアンケートの肯定的な回答割合の増加。	うち一般財源 4,053,000円
		令和5年度予算額
		3,651,000円
事業目的	外国青年語学指導員（ALT）を配置することにより、子どもたちが身近に英語に触れる機会を設けるとともに、小・中学校におけるつながりのある英語指導法を確立する。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,651,000円
事業実績	校内で子どもたちがALTと違和感なくコミュニケーションをとれる子どもが増えていく。また、平成27年度より、英語科の中学校専科教員とALTが関わることにより、英語に親しむ・英語を学ぶ継続性のあるカリキュラム作成につながっている。	

評価項目	評価	評価に対するコメント
必要性 町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	小学校3・4年生において外国語活動、5・6年生において外国語が実施され、小・中学校におけるつながりのある指導法の確立が必要である。
有効性 類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	小学校では、3・4年生の外国語活動において担任と連携し、中学校では、3年生の英語において担任と連携して授業を実施している。英語に親しむ点、小・中学校のつながりを図る上で効果的である。
効率性 コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	専門的な資格を有する人材の確保の面からも適正である。

総合評価	評価	理由
	A	ALTを配置することで、英語に親しむ機会を増やすことにつながり、児童生徒の外国語（英語）に対する興味関心につながっているため。

今後の方向性	今後も、ALTの配置により、英語に親しみ、外国語（英語）に触れる機会を増やし、主体的に英語を学ぼうとする児童生徒を増やしていく。また、小・中学校における外国語活動・英語教育をより推進するために、学校教育において系統立てた指導法の確立をめざしていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	忠岡町英語教育推進事業	所属	学校教育課
-----	-------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町英語教育推進事業実施要綱
-------------	-----------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	子育てがしやすいまち
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	1 学校教育の充実
	施策展開の方向	(1) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	○英語体験セミナー ・外部日本人講師及び外国人講師による町立小学校2年生の希望者を対象としたイングリッシュレッスンの提供 ○英語検定受験料補助事業（年1回の受験料全額補助事業）	令和4年度決算額
		1,413,834円
		うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	平成28年度から継続中。忠岡中学マイワーク・スプリングコンテストは平成30年度から実施、令和元年度終了。就学前の体験セミナーは令和2年度終了。外部より派遣された日本人講師による小学校教員向け研修の実施、令和4年度終了。成果目標ーイングリッシュレッスンの参加人数の増加、英語検定受験料補助事業の受験者数・合格者数の増加。	令和5年度予算額
		1,610,000円
		うち一般財源 1,413,834円
事業目的	令和2年度の新学習指導要領実施にともない、小学3・4年生において週1時間の外国語活動が、小学5・6年生において週2時間の外国語が実施。また、大学入試における英語のテストが「読む・聞く・書く・話す」の4技能において実施されることが検討された。このような状況を鑑みて、小学校・中学校の子どもに、英語への興味・関心を高め、英語を学ぶ意欲向上及び国際理解推進につなげる事業を展開する。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 1,610,000円
事業実績	・令和4年度のイングリッシュレッスンについては、小学2年生を対象に1月から土曜日に全9回実施。 ・生徒の英語力把握のための判定テストを中1～中3対象に実施。 ・英語検定受験料補助については、忠岡中学生63名が補助を受け、忠岡町在住の忠岡中学校以外の中学生、高校生、専門学校生、大学生は48名が補助を受け受検。	

評価項目	評価	評価に対するコメント
必要性 町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	3	英語検定受験料補助については、令和4年度は、3回とも受付を本会場のみで行ったが、ニーズはある。（H30 173名、R元 174名、R2 90名（2回分）、R3 131名、R4 111名）
有効性 類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	英語検定受験について、令和4年度の忠岡中学生の3級の合格率が令和3年度の66.7%から73.7%に上昇している。
効率性 コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	令和4年度から、イングリッシュレッスンの対象者を小学2年生のみにすることで、コスト削減を図った。

総合評価	評価	理由
	A	令和4年度は、小学2年生の希望者を対象に、1月からイングリッシュレッスンを実施することができた。また、英語検定補助は本会場のみの受付であったがニーズもある。忠岡中学生の3級の合格率からも成果が見られるから。

今後の方向性	イングリッシュレッスンを小学2年生を対象に実施し、学校において、小学3・4年生で外国語活動を、小学5・6年生で外国語を実施し、小・中学校における外国語活動・英語教育をより推進し、学校教育において系統立てた指導法の確立をめざしていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業	所属	学校教育課
-----	-----------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業実施要項
-------------	---------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	子育てがしやすいまち
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	1 学校教育の充実
	施策展開の方向	(1)「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	支援学級在籍児童を含めた1学級の合計児童数が「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める標準を超える場合、非常勤講師を配置して、少人数学級編制を実施する。 ただし、上記の条件をみたさない場合であっても、きめ細やかな指導をするために、首席末配置校に、単年度に限り、非常勤講師を配置する。	令和4年度決算額
		3,073,644円
		うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	令和2年度から継続中。 成果目標—学校アンケート等による落ち着いた学習環境への肯定的な回答割合の増加及び基礎的・基本的な内容の確実な定着。	うち一般財源 3,073,644円
		令和5年度予算額 3,729,800円
		うち特定財源 0円
事業目的	小学校に音楽科や家庭科等の専科指導にあたる非常勤講師を配置することにより、少人数学級編制等を実施する。	うち一般財源 3,729,800円
事業実績	令和4年度は、忠岡小学校3年生、東忠岡小学校5年生の学級編制にあたり、専科指導にあたる非常勤講師を配置し、府費負担教職員を担任として活用することで、国の定数上、忠岡小学校は1学級となるところを2学級、東忠岡小学校は2学級となるところを3学級とした。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	少人数学級編制については、町民からのニーズも大いにあり、少人数学級編制を行うことで、よりきめ細やかな指導が可能となっている。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	5	少人数学級編制により、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲の向上、基礎基本の定着を図る等の成果が出ている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	5	非常勤講師の報酬に関しては、府の非常勤講師とほぼ同額である。音楽科や家庭科等の専科指導にあたる非常勤講師を配置する必要があるため、より専門的な知識や経験が必要な人材の確保の面からも適正であるとする。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	S	専科指導にあたる非常勤講師を配置して少人数学級を編制することで、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲の向上、基礎基本の定着を図る等の成果が出ているため。

今後の方向性	令和5年度においても、忠岡小学校に専科指導にあたる非常勤講師を配置し、少人数学級編制を実施している。国による35人学級が順次実施されるので、支援学級在籍児童を含め合計人数が国の定数以上となる学級が減ってきている。今後は、働き方改革を進める観点からも、上記の条件をみたさない場合であっても、音楽・家庭科以外の専科指導を実施するために非常勤講師を配置することを検討していく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	忠岡町適応指導教室運営事業	所属	学校教育課
-----	---------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町適応指導教室条例 忠岡町適応指導教室条例施行規則		
-------------	-----------------------------	--	--

総合計画の位置づけ	基本戦略	子育てがしやすいまち
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	1 学校教育の充実
	施策展開の方向	(2)「豊かな人間性」を培う教育の推進

事業概要	疾病等の理由を除き、何らかの理由により学校に登校できない状態にある児童生徒の態様の多様化に対応するため、忠岡町適応指導教室（ソレイユ）を旧忠岡幼稚園に設置する。	令和4年度決算額
		5,417,643円
期間、成果目標の有無等	令和3年度に新設。成果目標一通室者の出席率の向上、不登校児童生徒数の減少。	うち特定財源 2,304,000円
		うち一般財源 3,113,643円
事業目的	忠岡町適応指導教室（ソレイユ）に、町会計年度任用職員として、室長、指導員を配置し、学校、保護者と連携して児童生徒の自立を援助し、個々の児童等に応じた指導、相談等を行うことにより、学校生活への復帰を図る。	令和5年度予算額
		5,324,000円
事業実績	忠岡町適応指導教室（ソレイユ）を開設したことで、学校とは異なった雰囲気のある居場所となり、個別で学習を支援し、スポーツや栽培活動、体験学習等を通して集団活動へと輪を広げることにつながっている。また、定期的に学校の教員が訪問する等、学校との連携を図っている。令和3年度は、小学生1名、中学生4名が、令和4年度は中学生7名が通室することができた。	うち特定財源 2,662,000円
		うち一般財源 2,662,000円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	令和3年度に比べ、令和4年度の不登校児童生徒数は、小学校は減少しているが、中学校は増加傾向にある。不登校児童生徒及びその保護者への支援は喫緊の課題である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	5	令和4年度は、中学生7名が通室し、学校でテストを受けることができた生徒もいた。学校・保護者と連携した個に応じたアプローチができ、効果的な支援ができている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	5	校長経験のある人材の確保の面からも適正である。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	S	不登校児童生徒及びその保護者への支援等、ニーズがあり、学校とは異なった雰囲気での「自分の居場所」「心のよりどころ」となり、効果的な対応ができているため。

今後の方向性	指導支援については、令和4年度は専任として、町会計年度任用職員の室長1名、指導員1名を配置した。室長が体調不良等で休まなければならない場合、教室を臨時休業しなければならないため、令和4年度より、町会計年度任用職員として指導員を配置し、2人体制で行っている。引き続き、定期的に学校の教員が訪問する等、学校との連携も密に図っていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	小学校スクールカウンセラー配置事業	所属	学校教育課
-----	-------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町立小学校スクールカウンセラー配置事業実施要綱
-------------	---------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	子育てがしやすいまち
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	1 学校教育の充実
	施策展開の方向	(3) 健やかな心と体づくりの推進

事業概要	財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者で、小学校スクールカウンセラーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者を採用する。 1校当たり1日につき6時間とし、年間25回程度配置し、児童、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言を行う。 小学校スクールカウンセラーは、大阪府より中学校に配置されているスクールカウンセラーと連携を図る。	令和4年度決算額
		1,628,850円
		うち特定財源 780,000円
期間、成果目標の有無等	平成23年度から継続中。成果目標一相談件数をふまえて相談体制をつくり、不登校、暴力行為等の課題解決に向けて、児童及び保護者への支援を図る。	うち一般財源 848,850円
		令和5年度予算額
		1,816,200円
事業目的	小学校における不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待等の課題解決に向けて、町立各小学校にスクールカウンセラーを配置し、問題を抱える児童及びその保護者への支援を図る。	うち特定財源 811,500円
		うち一般財源
		1,004,700円
事業実績	各小学校にスクールカウンセラーを年間25回配置。相談件数は、延べ1154件。子どもや保護者からの相談だけでなく、教員からの事例相談により、子どもへの早期対応とともに、健やかな心と体づくりの推進につながっている。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	5	相談件数も令和3年度（延べ636件）に比べて大きく増えており、コロナ禍において児童への心のケアや問題を抱える児童及びその保護者への支援は喫緊の課題である。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	5	平均相談人数、1日あたり約23人（令和3年度は約13人）。個に応じたアプローチができ、効果的な助言ができています。また、事案対応等、教員のスキルアップにもつながっている。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	専門的な資格を有する人材の確保の面からも適正である。

総合評価	評価	理由
	A	コロナ禍において、児童への心のケア等、ニーズがあり、効果的な対応ができています。特に、不登校については、小・中学校とともに、令和3年度に比べ、人数はあまり変わっていないが、担任や養護教諭との連携により、継続した支援につながっているため。

今後の方向性	小学校スクールカウンセラー連絡会を年4回開催し、情報を共有する。また、小・中学校生活指導連携会議にも可能な限り出席するとともに、令和3年度から開設しているソレイユ（忠岡町適応指導教室）との連携も図り、引き続き、健やかな心と体づくりの推進を図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	忠岡町統合型校務支援システム構築事業	所属	学校教育課
-----	--------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町立小中学校 統合型校務支援システム賃貸借業務業者選定委員会設置要領
-------------	--------------------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	子育てがしやすいまち
	基本目標	学校教育が充実したまちづくり
	基本施策	2 学校教育環境の充実
	施策展開の方向	(1) 学校施設・設備の充実

事業概要	町立小・中学校に統合型校務支援システムを導入することで、成績処理や指導要録等、様々な事務作業を連動させ、教職員の業務負担を軽減したり、学習指導等のデータを蓄積し、教職員間で共有することで、授業改善に活かす。	令和4年度決算額
		848,100円
期間、成果目標の有無等	令和5年1月から仮導入。 成果目標－教職員の時間外業務時間の削減。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 848,100円
事業目的	小中学校において、校務のデジタル化を図り、子どもと向き合う時間を確保すると共に、教職員の働き方改革を推進する。	令和5年度予算額
		3,393,000円
事業実績	令和5年1月より、仮運用を実施し、統合型校務支援システムの構築及び令和5年4月からの本格導入に向けて、現有データの保存及び共有を行い、教職員向けの研修会も実施。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,393,000円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	5	文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されるなど、教職員の長時間勤務の解消に向けて、学校における働き方改革を一層推進することが必要なため。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	今後、成績処理や指導要録等、様々な事務作業を連動させ、教職員の業務負担を軽減したり、学習指導等のデータを蓄積し、教職員間で共有することで、授業改善に活かすことができるため。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	成績処理や指導要録等、様々な事務作業を連動させ、教職員の業務負担を軽減したり、学習指導等のデータを蓄積できることから適正である。

総合評価	評価	理由
	A	令和5年1月より、仮運用を実施し、統合型校務支援システムの構築、現有データの保存及び共有を行い、教職員向けの研修会も実施し、令和5年4月から、スムーズに本格実施することができたため。

今後の方向性	令和5年4月より、本格導入し、成績処理や指導要録等、様々な事務作業を連動させ、教職員の業務負担の軽減につなげていく。また、教職員の出退勤管理を現在のタイムレコーダーから校務支援システムに移行していく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	スポーツ振興奨励金	所属	生涯学習課
-----	-----------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町スポーツ振興奨励金交付要綱
-------------	------------------

総合計画の位置づけ	基本目標	生涯活躍できるまち（自治・多様性）
	基本方針	生涯にわたって学べるまちづくり
	基本施策	生涯学習・生涯スポーツの推進
	施策展開の方向	生涯学習活動の支援

事業概要	数か国以上の参加をもって開催される国際大会、全国大会（国民体育大会等）、近畿大会及びこれらに準ずる各種大会に出場した本町に住所を有する方（教育基本法で定める学校に在学する方）及びその方が所属する団体へ、奨励金を交付する。	令和4年度決算額
		90,000円
		うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日（対象年度内に開催された大会に出場された方へ年度内に交付）	うち一般財源 90,000円
		令和5年度予算額
		240,000円
事業目的	国内外のスポーツ大会に出場する町民及び団体に対して、スポーツ振興奨励金を交付することで、スポーツ活動の奨励を図り、社会体育の振興に資することが目的。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 240,000円
事業実績	個人 6名（内訳：国際大会1名 全国大会3名 近畿大会2名） 団体 1団体（内訳：全国大会1名）	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	町が奨励金を交付し、育成年代の一助となっていることを鑑みると町の関与は妥当。また、町民ニーズとしては交付額の増額要望があった。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	5	類似事業は無し。交付額についても大会規模別に段階をつけた妥当な交付額となった。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	5	負担割合は適正度、削減余地に関しては令和5年度以降の交付件数や要望等の推移に注視し、検討が必要。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	S	事業開始初年度だが、対象の大会に出場した町内の育成年代に対し、概ね適正に周知し、奨励金を交付できた。

今後の方向性	まだ、当該事業を認識していない町民がいることを推測し、広報のみではなくその他の周知方法を模索していく。また、交付額の増額要望があったことについては、他市の状況等を踏まえて検討していく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	文化会館運営方針見直し事業	所属	生涯学習課
-----	---------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町公民館条例、忠岡町公民館条例施行規則、忠岡町文化会館運営委員会規則、忠岡町働く婦人の家条例、忠岡町働く婦人の家条例施行規則
-------------	--

総合計画の位置づけ	基本目標	生涯活躍できるまち（自治・多様性）
	基本方針	生涯にわたって学べるまちづくり
	基本施策	生涯学習・生涯スポーツの推進
	施策展開の方向	生涯学習活動の支援

事業概要	公民館・働く婦人の家・図書館で構成する文化会館については、運営上の整合性を図り利便性に優れ、持続可能な総合施設としての運営方針を新たに設定することを、「忠岡町文化会館運営委員会」に諮問。各館の特性を生かした発展的な事業展開についても、今後の課題とし検討する。	令和4年度決算額
		192,000円
		うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	・開始：令和2年11月26日・終了：令和4年10月。運営委員会（委員任期2年）から諮問に対する答申書を受理するとともに、活性化の具体策を講じる。	うち一般財源 192,000円
		令和5年度予算額
		240,000円
事業目的	3館の事業目的を整理するとともに、開館（昭和60年）以降の時代の変遷を鑑み、条例・規約等を見直し、住民・利用者の性差が利用に影響することなく、また、青少年にも魅力的な事業展開を行い、わかりやすく使いやすい文化施設として親しまれ発展していけるよう、活性化を図る。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 240,000円
事業実績	「忠岡町文化会館運営委員会」を3回開催。2つ目の諮問「各館の特性を活かした発展的な事業展開について」を審議し、答申を得ることができた。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	令和2年度より継続して委員会を開催しており、令和4年度は、各館の特性を生かした発展的な事業展開について審議した。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	性差・年齢等によることのない、地域住民全ての生涯教育の施設として「働く婦人の家」を廃止し、「公民館」へ一本化した。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	公民館と一本化することにより、予算執行においても、事務の煩雑さを解消するとともに、支出経費をまとめることができ予算の使途が簡潔・コスト削減に寄与できる。

総合評価	評価	理由
	A	年度中に3回運営委員会を開催し、今後の忠岡町文化会館の在り方と事業展開について、一定の答申を得ることができた。

今後の方向性	諮問事項への答申をふまえ、Wi-Fi環境の整備など利用者の利便性向上に向けた取り組みを行うとともに、文化会館を、より魅力に満ち、活気あふれる文化施設として運営していくため、現状の運営方法（施設の貸し出し等）についても改善を図るなど、新たな利用機会の創出に向け、引き続き運営委員会において検討を行っていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	町民いこいの広場改修事業	所属	生涯学習課
-----	--------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町町民運動場等設置及び管理条例 大阪府補助金交付規則
-------------	---------------------------------

総合計画の位置づけ	基本目標	便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）
	基本方針	快適な都市基盤のまちづくり
	基本施策	良好で快適な住環境の形成
	施策展開の方向	憩いの空間の形成

事業概要	既設の子供向け遊具及び劣化遊具を撤去し、新たな複合遊具及び健康遊具を設置し、幅広い世代へ地域コミュニティの場を提供する。	令和4年度決算額
		14,072,300円
		うち特定財源 14,072,300円
期間、成果目標の有無等	期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日（令和4年度中工事完成が必須。）	うち一般財源 0円
		令和5年度予算額
事業目的	開設時から生活スタイルの多様化など住民ニーズが変化していることから、幅広い世代に利用してもらうため、就学前のこども向け遊具だけでなく、高齢者向けの健康遊具等を新設し、健康づくりや地域コミュニティの場となるように改修を行う。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 0円
		0円
事業実績	計画通り、大型複合遊具及び健康遊具を設置できた。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	地域コミュニティの公共空間を整備することに関し、町の関与は妥当。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	事業費については、宝くじ補助金を活用し、妥当な一般財源の支出となった。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	宝くじ補助金を活用した上で、適正な負担割合となった。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	事業完了後、事業目的のとおり、幅広い世代（子供から高齢者まで）に親しまれる公共空間となっている。

今後の方向性	設置遊具を適正な形で利活用していただき、可能な限り破損等が起こらないように注視する。また、破損等が発生した際は迅速に対応し、原状復帰に務める。
--------	---

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業（工事関係）	所属	教育みらい課
-----	------------------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	建築基準法・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	-----------------------------------

総合計画の位置づけ	基本目標	1 子育てがしやすいまち
	基本方針	切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり
	基本施策	2 学校教育環境の充実
	施策展開の方向	(1) 学校施設・設備の充実

事業概要	忠岡小学校旧館教室床改修工事 忠岡小学校旧館教室床改修工事設計業務委託料 町立小中学校体育館床改修工事 町立小中学校体育館床改修工事設計業務委託料 忠岡小学校給食室職員休憩室改修工事	令和4年度決算額
		22,477,400円
		うち特定財源 22,477,400円 うち一般財源 0円
期間、成果目標の有無等	令和4年度のみ 成果目標は感染予防を目的とした床改修の設計・工事	令和5年度予算額
事業目的	町内学校施設において、新型コロナウイルス感染症対策に必要な改修設計・改修工事を実施し、感染症対策を行う。	うち特定財源 0円 うち一般財源 0円
事業実績	国の新型コロナウイルスに関連する国庫補助金を充当し、忠岡小学校において旧館8教室の床を抗菌加工素材に張替え、町立小中学校体育館の床を抗菌塗装、忠岡小学校給食室職員休憩室の壁・床を抗菌素材に張替えを実施し、教育施設における感染症対策を行った。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	各施設において感染症対策と同時に学校施設環境の改善が図られた。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	各施設において感染症対策と同時に学校施設環境の改善が図られた。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	感染症対策と施設の改善を同時に行う事で効率化が図れた。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	近隣自治体の新型コロナウイルス感染症対策に遅れることなく、感染症対策を行うことができた。

今後の方向性	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業のため今年度限りの事業である。
--------	---

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業（備品等購入関係）	所属	教育みらい課
-----	---------------------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	-----------------------------

総合計画の位置づけ	基本目標	1 子育てがしやすいまち
	基本方針	切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり
	基本施策	4 安心して子育てできる環境の充実
	施策展開の方向	(3) 子育て施設の充実

事業概要	保育所感染予防対策遊具購入 幼稚園感染予防対策遊具購入 （仮称）東忠岡地区認定こども園用ICT機器等購入費	令和4年度決算額
		9,437,560円
		うち特定財源 9,437,560円 うち一般財源 0円
期間、成果目標の有無等	令和4年度のみ 成果目標は抗菌加工された遊具の設置による感染予防及び、ICTを導入することで情報管理等の利便性を向上、接触の機会を削減し感染リスクの抑制を図る。	令和5年度予算額
事業目的	町立就学前施設において、抗菌加工遊具を導入することで新型コロナウイルス感染予防対策を、また、ICTを導入することで利便性の向上と感染リスクの抑制することを目的とする。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 0円
事業実績	国の新型コロナウイルスに関連する国庫補助金を充当し、東忠岡幼稚園、東忠岡保育所において抗菌加工遊具の導入、東忠岡こども園においてICT機器、システムの導入を行った。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	抗菌加工遊具を導入することで園児の感染予防対策を行い、また、ICTの導入で利便性の向上及び感染リスクの軽減が図られた。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	園時の安心安全な遊びの場所が確保ができた。また、システム化することで保護者と職員間の感染リスクの抑制、連絡体制の向上が図られた。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	システム化されたことによりペーパーレスとなり保護者と保育者が負担が軽減された。

総合評価	評価	理由
	A	近隣自治体の新型コロナウイルス感染症対策に遅れることなく、感染症対策を行うことができた。

今後の方向性	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業のため今年度限りの事業である。
--------	---

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業（給食費助成）	所属	教育みらい課
-----	-------------------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	-----------------------------

総合計画の位置づけ	基本目標	1 子育てがしやすいまち
	基本方針	切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり
	基本施策	2 学校教育環境の充実
	施策展開の方向	(1) 学校施設・設備の充実

事業概要	町立小学校給食費助成金 町立中学校給食費助成金 物価高騰に伴い、学校給食費を無償化することで保護者負担を軽減する。 小学校1・2年生 253人 小学校3・4年生 257人 小学校5・6年生 269人 中学校1～3年生 406人	令和4年度決算額
		32,242,315円
期間、成果目標の有無等	令和4年10月から令和5年3月末 学校給食費を無償化することで保護者負担を軽減することを目的とする。	うち特定財源 32,242,315円
		うち一般財源 0円
事業目的	全国的な物価高騰に伴い、町立小中学校において学校給食費を無償化することで保護者負担の軽減を図る。	令和5年度予算額
		うち特定財源 0円
事業実績	町立小学校給食費助成金 20,534,278円 町立中学校給食費助成金 11,708,037円 小学校1・2年生 253人 小学校3・4年生 257人 小学校5・6年生 269人 中学校1～3年生 406人	うち一般財源 0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	保護者負担の軽減が図られた。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	5	食材費にを町が直接支出することで、保護者・学校への事務負担等を増やすことなく物価高騰に対する負担軽減が図られた。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	5	食材費にを町が直接支出することで、保護者・学校への事務負担等を増やすことなく物価高騰に対する負担軽減が図られた。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	近隣自治体の新型コロナウイルス感染症対策に遅れることなく、感染症対策を行うことができた。

今後の方向性	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業のため今年度限りの事業である。
--------	---

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	スポーツセンター運営支援事業	所属	生涯学習課
-----	----------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	-----------------------------

総合計画の位置づけ	基本目標	生涯活躍できるまち（自治・多様性）
	基本方針	生涯にわたって学べるまちづくり
	基本施策	生涯学習・生涯スポーツの推進
	施策展開の方向	生涯学習環境の整備

事業概要	世界情勢の変化に伴う燃料価格等コロナ禍における原油価格・物価高騰等により経営上の影響を受けている、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、光熱水費の経費補填を行う。	令和4年度決算額
		1,000,000円
		うち特定財源 0円
期間、成果目標の有無等	令和4年4月1日～令和5年3月31日	うち一般財源 1,000,000円
		令和5年度予算額
事業目的	世界情勢の変化に伴う燃料価格等の高騰により増加する指定管理者側の光熱水費の負担軽減を図るため。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 0円
事業実績	コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受け増加した光熱水費等の経費を補填することにより、指定管理者の経費の負担の軽減が図られた。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	コロナ禍で、収入が見込めず、必要な経費等は、支出する必要がある、指定管理者の収支に大きく影響を及ぼすため、再開後の健全な運営ができるよう実施に至った。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	必要な経費を算出し、補填額を決定。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた指定管理者の運営の支援に繋がった。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	光熱水費等の運営のため必要な経費であることから、必要な費用の補填となった。コロナ禍と変わりなく、運営していけるよう支援が行えた。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	コロナ禍における原油価格・物価高騰等による光熱水費の費用を補填することにより、町が指定する指定管理者の収支を圧迫することのないよう、支援が実施できた。

今後の方向性	長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい事業運営は続くものと考えられるが、活用できる交付金等があれば活用し、引き続き、指定管理者が継続して運営できるよう検討を行っていく。
--------	--

3. 評価委員の意見（外部評価）

教育委員会評価委員 山岡 利夫
教育委員会評価委員 吉美 学

令和4年度においても、町の利点であるコンパクトさを最大限に生かし、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策にも継続的に対応するなど、現状と課題を見据えた取組を確実かつ迅速に実施しており、施策体系としては以下の点を軸として、よくまとまったものである。

- 就学前から義務教育期間において、きめ細かい指導・支援を行っていること
- 英語教育や家庭学習の充実を中心として、学力の向上を図っていること
- 子どもの心のケアや課題解決を目指し、豊かな心を育む取組の充実を図っていること
- 家庭や地域の教育力向上、参画のために統合的な取組を計画していること
- 新型コロナウイルス感染症対策として、活用できる財源を使い予防に努めていること

現在、転職サイトの繁栄、派遣職員・非正規雇用職員の増加、人材確保の困難さ、進むリモートワーク、IT化の浸透、業種の変容等々、くらしや職場の状況・課題が一気に変わっていった。このような観点で今後さらに変化していくであろう社会を生き抜く力を醸成する教育を安定して推進していくことと、またこのような状況下で組織を運営していくことの困難さに、社会は直面している。

これらを踏まえつつ、忠岡町が教育活動を有効に推進されているか評価し、一層の発展を願うものである。

評価対象事業は、国レベルにおいても、継続性・安定性が求められるものも多く、忠岡町の教育事業は、きめ細やかに日々の取組みを行い、安心・安全を追求されており、評価できるものである。「縦の接続」「横の連携」を効果的に展開できるように、内容充実と体制づくりが図られている。

以上を踏まえ、以下の点について意見を附する。

記

- 1 「児童生徒の健やかな心と体づくりの推進」に関わり、令和3年度から忠岡町適応指導教室（ソレイユ）を、旧施設を活用して新たに設置されたことは、学校に登校しにくい児童・生徒の自立を援助するために非常に有益な施策であると考え。令和4年度には人的増員が図られ、常勤職員が2名体制になったことで、より充実した個別支援が可能になったと考える。引き続き、小中学校とのきめ細かい連携を図りながら、個々の児童生徒が必要とする学習支援や体験的活動の充実を図っていただくとともに、町内の全保護者に本忠岡町適応指導教室（ソレイユ）の周知を図るなど、教育委員会としても保護者が相談しやすい環境づくりにも尽力していただきたい。さらに、児童・生徒と年齢的にも近い大学生などにも参画してもらい、学校に登校しにくい児童・生徒のサポートの充実を図っていただきたい。そのためにも、近隣の大学やNPO法人等との更なる連携が必須となることから、教育委員会が積極的にアプローチを図る必要があると考え

る。

「忠岡町適応指導教室運営事業」「小学校スクールカウンセラー配置事業」について、国・府との連携のもと、不登校やさまざまな事象に関して、直接的に学校がかかわらず、直接的に課題に対応していける長年の事業として実施されてきた。事象と取組みと成果を検証し、学校にフィードバックしていけるように、また体制づくりを、引き続き進めていただきたい。

2 学校教育における町教育委員会の各種事業がどのように関連し、子どもの学力向上や心の育成等に効果を上げているのか、中・長期的な計画における目標や一定の成果指標を定め、たうえで効果検証を進めていく必要がある。学校教育における町教育委員会の各種事業に関しては、取組みの成果が表れているものについては、経年変化が分かるように記載されるようになっており、その成果を把握できるようになってきた。なお、その際には、学力や不登校及び暴力行為等の他の調査結果も参考にし、忠岡町の施策への評価を高めていただきたい。

3 忠岡町教育基本方針における学力向上に関わる「町重点目標」「2. 自学自習を進めることにより、家庭での学習習慣を確立する」ために、「あすなろ未来塾」における休日の学習支援事業を実施しており、町内の児童・生徒の実情に合わせたきめ細かな取組と評価できる。また、令和4年度における受講人数の若干の減少については、新型コロナウイルス感染症による感染防止を行うとともに、中学生が少しでも多く参加できるよう、令和3年度に引き続き集団個別学習形式で実施していることも評価できる。

「あすなろ未来塾事業」について、土曜日、学校以外の場所、教員ではなく私塾講師という通常の学校と違った環境での学習は、子どもの学力差という課題、子どもに一層求められる自学自習力の育成への取組みとして十分考えられる取組みである。肯定的回答が多いという反面、受講人数が減少しているという相反する状況が生じており、効果の見極めの手法を検討する必要がある。自学自習力育成という目標と子ども・保護者ニーズに沿っているが、実施方法を検討しながら、効果的に取り組んでいただきたい。

4 小学校学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度から英語教育が本格実施されている中、忠岡町においてはこれまでから先進的に英語教育の充実策を進められてきたことは大いに評価することができる。特に、「外国青年語学指導員配置事業」により、児童・生徒の英語に対する興味・関心やスキルの向上が図られており、関連事業である「忠岡町英語教育推進事業（イングリッシュレッスン）」と相まって効果的な成果を上げているものと考えられる。特にその成果は、「忠岡町英語教育推進事業（英語検定受験料補助事業）」の結果からも読み取ることができ、3級合格率が66.7%から7ポイント上昇し、令和4年度は73.7%となっている。但し、これらの成果は忠岡小中学校全員の結果を反映したのではないことから、他の調査結果にも触れながら、町全体の評価をすることも必要である。

「外国青年語学指導員配置事業」「忠岡町英語教育推進事業」について、JETプログラムの実施とあわせて、忠岡町としての英語教育推進が実施してこられた。セミナーやコンテストの見直しを図りながら、英検受験の推進や小学校英語への円滑な接続を図る小学校2年生のレッスンなど、これまで事業の有効性・効率性を検証してこられたことが

事業展開の見直しで分かる。忠岡町は、関空と大阪市内の間に位置し、外国人の往来が多く、子どもが接する機会も多くある環境にある。子どもの英語に対する動機付けのための取組みを引き続き効果検証をされながら、実施していただきたい。

- 5 就学前教育・保育については、これまでからも計画的に進められており、令和4年度には東忠岡地区における認定こども園化が完了し、町全体の幼保一体化による教育・保育の充実した環境が整った。また、子育て支援センター等の設置への計画・実施を着実に進めておられ、子育て支援の充実が図られてきたことは大いに評価できる。一方で、東忠岡地区における認定こども園では、それまでの幼稚園職員と保育所職員が、幼児に対する教育・保育をすることになることから、認定こども園の特徴などの理解を深め、幼児に対する協働的関わりがさらに深まるよう、町教育委員会が主体となって研修等に取り組むことを切に望む。

「東忠岡地区認定こども園整備事業」「地域子育て支援センター事業」「就学前施設給食費助成事業」について、子育て・就学前教育に対する保護者からのニーズ、行政からの支援・助成の必要性は高く、町づくりの根幹を成すものである。また、幼保一元化の充実のための人的・物的保障が必要である。子育て充実のために、子育てサークル支援の整備も行われることが肝要であり、保護者の負担軽減のための助成もかなり広汎に取り組まれている。忠岡町の教育事業は、これらの必要性に応じて計画的に施設整備を行い、保護者への子育て相談等の支援を進められてきている。あわせて、保護者の子育て助成も実施されている。子育て支援は重要課題であり、ハード面での整備にあわせて、教育保育内容を充実できる人的確保を入念に進めて、忠岡町の教育保育の充実を推進していただきたい。

- 6 「学ぶ楽しさを育む推進事業」「忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業」について、少人数学級編制と子どもに寄りそう決めきめ細やかな指導をはかることは、コロナ感染症対策にも効果的であったと考えられ、今後もさまざまに発生するであろうアクシデントに効果的に機能すると考えられる。また、上述した今後の社会を生きていくために自分で考え自ら進んでいける力は一層求めていかれる。きめ細やかな教員からの支援のもと自ら考えて行動できる力を醸成していかなければならぬ。現在、肯定的回答が多いアンケートを継続し、取組みについて検証しながら、人材確保を行って継続していただきたい。

- 7 「町立小学校電話機主装置購入」「忠岡町統合型校務支援システム構築事業」について、教員の勤務時間外勤務・業務量の多さが問題になって久しいが、なかなか改善されず、教員確保の難しさにもつながりつつある。教員が過ごしやすい労働環境は、子どもの落ち着きにもつながり、忠岡町が問題の改善に大きく進まれることを期待する。また、校務のデジタル化は労働の負担軽減と、学校内外とのネットワーク化などで得られることが大きく、推進を図られたい。

- 8 「文化会館運営方針見直し事業」について、地域のつながりや活動状況に長年にわたって、変化が生じてきている。地域状況に応じた地域の文化会館の在り方、さらには地域の在り方が、大きな検討課題であるので、地域状況や町民の意識を把握しながら、運

営委員会等で審議されて動きをつくっていかれたい。

- 9 学校内外の施設に関わる老朽化は避けては通れない問題であり、感染予防をはじめとする幼児・児童・生徒、住民の安全確保にかかわる最重要課題でもある。そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業により、幼児・児童・生徒や住民の安全を図れるよう、成果をあげておられることは大いに評価できると考える。

「新型コロナウイルス感染症対策事業（工事、備品等購入、給食費助成）」「スポーツセンター運営支援事業」について、新型コロナウイルス対策のもと、地方創生臨時交付金を有効活用して、感染症予防、抗菌、物価高騰対策を進められており、有効利用していただきたい。

【資料編】

忠岡町教育大綱

平成28年2月26日策定

教育の基本方針

『小さくてもキラリと光る忠岡町』の実現に向け、本町への「誇り」と将来への「夢」と「志」を持った子どもたちの育成に努めます。また、生きがいを持って生涯学び続ける心身ともに健康な市民の育成に努めます。

1. 就学前教育の充実に努めます

- ① 就学前の子どもたちの健やかな育成のための質の高い教育、保育に努めます。
- ② 子育て支援の充実にめざし、幼・保の一元化を推進します。

2. 保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます

- ① 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や意欲を育てる学習指導を推進します。
- ② あらゆる教育活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む道徳教育と人権に対する正しい理解や感覚を向上させる人権教育を推進します。
- ③ 児童・生徒の体力向上のための取組みを充実させるとともに、学校と家庭が連携しての児童・生徒の基本的生活習慣の定着に努めます。
- ④ 児童・生徒の栄養補完や子育て支援を図るため、安心・安全な給食を提供します。また、学校給食を通して食に関する指導を充実します。

3. 学校外の子どもたちの学びを支援します

- ① 世界に羽ばたく人材を育成するため、子どもたちに英語にふれあえる機会を提供します。
- ② 学校外で子どもたちが基礎的・基本的な学力の定着を図れる機会を提供します。

4. 家庭や地域の教育力向上を支援します

- ① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。
- ② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。

5. 生涯学習、生涯スポーツ等の充実に努めます

- ① 市民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組めるよう、学習機会や情報の提供を図ります。
- ② 多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。

忠岡町教育基本方針（令和4年度学校園における指導の方針）

これからの忠岡の教育

(1) 子ども像 「未来を拓く心豊かな子」

- 未来に夢や希望を持ち、自ら考え判断し、自らの言動に責任を持って行動できる。
- あたたかい人間愛の精神にあふれ、感謝と思いやりの心で行動ができる。
- 生涯をとおして自ら学び続ける力が身に付いている。

(2) 教育像 「子どもを大切にした豊かな人間性と創造性をはぐくむ教育」

一人ひとりを大切にした個に応じた指導・支援により、子どもが確かな学力を身に付け、豊かな人間性と創造性をはぐくみ、学ぶことの喜び、発見することの感動等を味わうことができる教育活動を展開する。

(3) 学校像 「あいさつがひびき合う学校」

「ともに学び、ともに育つ学校」

「地域に信頼される開かれた学校園づくり」

学校は、安全で楽しい場所であり、そこに通う子どもたちが笑顔で言葉を交わし、人間関係を深める空間であり、どの子もかけがえのない一人の人間として存在感を味わい、また、互いを尊重することを学び、自己実現の喜びを感じることができる場でなければならない。

また、学校は家庭・地域としっかりと連携し子育てをすすめるために、家庭や地域と協働し、学校の理念や教育活動の現状について情報を発信しなければならない。そして、家庭や地域、関係機関の意見を積極的に学校経営の改善に生かすよう努める。

(4) 教職員像 「子どもとともに輝く教職員」

- 広い視野を持ち、教職員として使命感と自覚に基づき、職務を遂行し、子ども・保護者・地域との信頼関係を構築することができる。
- わかる授業をすすめる専門的知識・技能や指導力を持ち、各学校の教育目標の具現化に努める。
- 人間の成長・発達への深い理解と教育的愛情をもち、子どもから学び、子どもを思いやることができる。
- 人権に関する深い識見と知識に基づいた実践力をもち、人権教育を推進する。

子どもに付けたい力

幼稚園

幼稚園においては、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、遊びを通して「生きる力」の基礎を育成することが大切である。

- あいさつができる
- 自分のことが自分でできる
- 友だちとなかよく遊ぶことができる
- 多様な体験を通して、身近な事象への興味・関心を持つことができる。

小学校

小学校においては、児童の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図る。また、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。そのためにも、家庭や地域社会との連携を図り、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- あいさつ等を通して、人とのかかわりを結ぶことができる
- 善悪の判断ができ、進んでよりよい行動をとることができる。
- 自分の思いを相手に伝え、相手の思いも大切にできる。
- 自ら学び自ら考えることができる。

中学校

中学校においては、生徒の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。また、生徒が家庭や地域社会との関わりを見つめ直し、人間としての生き方について自覚を深めることができるよう、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- 相手の考えを理解するとともに、自分の考えも豊かに表現できる。
- 集団や社会の一員としての自覚と責任をもち、自他共に尊重した行動をすることができる。
- 自ら学び自ら考え、将来へのめあてをもって生き抜くことができる。

特別重点 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、各学校園においては、感染及びその拡大のリスクを低減したうえで、幼児・児童・生徒の学びを保障していく必要がある。

その際には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別等が生じないようにするとともに、教職員に負担がかかることのないよう十分留意すること。

- (ア) 大阪府作成の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」を参考に、学習活動や学校行事、学校生活における様々な場面（給食や休み時間、清掃時等）、部活動等において感染症対策に努めること。また、感染するリスクはだれにでもあるということを踏まえ、学校園において感染が確認された際に適切に対応できる体制を構築すること。併せて、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図ること。
- (イ) 「新しい生活様式」を取り入れた学校生活等、これまでとは違う環境のなかで、様々なストレスにさらされている幼児・児童・生徒一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への不安や経済状況の悪化等による家庭環境の変化等によって、様々な思いや悩みを持つ幼児・児童・生徒に対して、保護者や専門家（スクールカウンセラー等）、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくようにすること。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症に関わって、感染者や医療従事者、その家族等に対する偏見や差別につながるような行為は明らかな人権侵害であり、断じて許されないことであるから、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育の推進に努めること。その際、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解を深める学習や、いじめを起こさないための集団づくり等を一層充実させること。

1 学力向上への取組み

「全国学力・学習状況調査」等の結果を受け、次の2点を指導の重点項目とする。

【忠岡町重点目標】

1. 「授業の構造化」を通し、授業改善を図る
2. 自学・自習を進めることにより、家庭での学習習慣を確立する

〈1〉各学校における特色づくり及び学習内容の充実

- (1) 個に応じた指導を通して、「確かな学力」の育成を図るため、学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習状況を詳細に把握、分析し、その成果と課題に即した取組みを着実に進めるように努めること。その際、すくすくウォッチで育成をめざす思考力・判断力・表現力や非認知能力（未来に向かう力・好奇心）を参考に、子どもたちに必要な資質・能力を着実に身に付けさせるよう努めること。
「全国学力・学習状況調査」等に関する調査の結果等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うこと。
また、その学力向上策や取組み、効果については積極的に公表するよう努めること。
- (2) 学習指導要領に示されている各教科等の内容を確実に実施すること。
- (3) 学校教育計画を立てるに当たっては、自校の特色を踏まえた教育目標を具体的に設定し、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図るとともに、目標に準拠した評価の適切な実施を図ること。また、その際、児童・生徒の成長の様子が十分に伝わるよう保護者、地域等に対し学校教育計画やその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。
- (4) 教育課程の編成については、学習指導要領に則して適正に行うこと。その際、各校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てること。また実施に当たっては、「確かな学力」の育成と主体的に学習に取り組む態度を養う観点から、個に応じた指導を一層推進するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と各校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うこと。
- (5) 児童・生徒の実態や指導のそれぞれの場面に応じて、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など、個に応じた指導の工夫・改善に努めること。少人数指導については、配置の趣旨を十分踏まえた活用を行い、児童・生徒の学習達成度を把握し、効果検証に努めるとともに、その結果をいかし、指導方法の工夫改善を図ること。

- (6) 児童・生徒一人ひとりの心に響く取組みを行うために、日常の児童・生徒の様子を観察や本人・保護者とのコミュニケーション等を通して状況を把握し、教職員間での情報共有を図ること。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく、一致協力した指導体制を築くことで、組織的に対応すること。
- (7) 学校教育の活性化を図り、多様な体験活動をとおして「生きる力」をはぐくむために、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の地域人材等を積極的に活用し、地域の教育力を有効に生かすこと。
- (8) 「総合的な学習の時間」については、探究的な学習を重視するとともに、教科等横断的な視点で時候の教育目標と関連付けた計画を作成すること。
- (9) 小学校中学年では外国語（英語）を使って伝え合う体験を通して、相手に対する理解を深めたり、自分の思いを伝えたりして、外国語（英語）で伝え合えた満足感や達成感を味わわせるようにすること。その際、決められた表現を使った単なる反復練習のようなやり取りではなく、伝え合う目的があるコミュニケーション場面を設定するようにすること。
- また、高学年において、「読むこと」「書くこと」を指導する際には、「十分に音声で慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」について活動を行うようにすること。なお、評価を行う際には、インタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書くこと、活動の観察、ペーパーテスト等、多様な評価方法から、的確に評価できる方法を選択するようにすること。
- (10) 中学校外国語（英語）教育では、授業は英語で行うことを基本とし、「CAN-DO リスト」等の明確な達成目標のもと、4技能をバランスよく指導するとともに、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けられるよう、授業改善を推進すること。また、英語を使って情報や自分の考えを話したり書いたりして伝え合う活動の充実を図るため、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを意識しながら、即興でやり取りをする活動を重視すること。
- (11) 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。
- (12) 「1人1台端末」などのICT環境は、鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものになることを強く意識し、すべての教員が1人1台環境を効果的に活用した授業等に積極的に取り組み、教員のICT活用指導力を向上させるよう努めること。

- (13) 小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、コンピュータ等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育むこと。
- (14) 自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど、児童・生徒の情報モラルの育成に努めること。
- (15) 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞かせや、本と出会う機会の拡充に努め、発達段階に応じた子どもの読書環境を整えること。学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を積極的に活用し、さらなる学校図書館の機能強化をはかること。

〈2〉校種間の連携強化

- (16) 幼稚園・小学校・中学校など異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、指導方法の工夫・改善等について教職員の連携を図ること。
- (17) 義務教育9年間の育ちを見通した教育課程の編成、並びに指導計画の立案及び実施を図ること。その際、教員相互の協働関係が構築できるように努めること。
また、これまで小・中学校個別に定められていた目標を、義務教育全体の目標として定めた学校教育法の趣旨を踏まえ、一層、小・中学校間の連携を推進すること。
- (18) 異なる校種間において、個人情報保護等の観点に留意しつつ、生徒指導や学習指導の深化・充実につながるような連携を深めること。
- (19) 児童が安心して小学校に入学し、安定した学校生活の中で、基本的な生活習慣を身につけ、確かな学力や豊かな心・社会性をはぐくむことができるよう、保育所や幼稚園等と小学校の連携を一層促進すること。

〈3〉幼児教育の充実

- (20) 幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培うため、基本的人権の尊重を基盤として、地域の実態や幼児の成長発達に即した教育を推進すること。
- (21) 幼稚園教育要領に基づく教育内容の充実に努め、保育所、小学校等との交流や連

携に積極的に取り組むこと。

また、集団の中での人間的なふれあいによる園児の成長を促進し、3年間を見通した教育課程の編成及び指導計画の立案・実施を図ること。

(22) 幼稚園における遊びを中心とした総合的な指導が小学校での指導に一貫性を持ってつながるよう、交流の充実を図ること。

(23) 幼稚園と保育所は同じ地域の就学前の幼児を教育する立場から、互いに意見・情報を交換することによって保育内容の相互理解を図るよう努めること。

(24) 小・中学校と連携し、また、巡回相談等を活用しつつ、支援の必要な教育的ニーズを持つ幼児への支援について情報を共有化し、幼児教育段階での適切な支援を充実すること。

2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

〈1〉心の教育の充実

(25) 児童・生徒の豊かな人間性をはぐくむために、道徳科を要とし、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導などとの関連を図りながら、計画的、発展的に道徳教育を実施し、充実を図ること。

また、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、道徳科の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮すること。

(26) 学校が一体となって道徳教育を進めるため、道徳教育推進教師を位置付け、全教員が参画する体制を具体化すること。

また、道徳科と各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との関連を踏まえた道徳教育の全体計画及び道徳科の年間指導計画については、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、全教職員による共通理解のもとで作成すること。作成に当たっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等との関連を図ること。

(27) 道徳教育の指導に当たっては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深める学習を行うよう指導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てるよう努めること。

- (28) 児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し指導に生かすよう努めること。また、各校においては、児童・生徒の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

〈2〉人権尊重の教育の推進

- (29) これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、生徒指導等において支援を要する幼児・児童・生徒に対して人権尊重の視点に立って、関係機関や専門家とも連携し、組織的な指導に努めること。

あわせて、すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身に付けるための研修を組織的・計画的に進めること。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。

- (30) 児童虐待の防止に当っては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問を通して、幼児、児童、生徒や家族への関わりを深め、早期発見に努めること。虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターまたは忠岡町要保護児童対策地域協議会へ速やかに通告し、連携をとりながら対応すること。その際、学校として組織的に対応するとともに継続的な連携を図ること。

- (31) 児童虐待を受けた、または受けたと思われる子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行うとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して、継続的な支援に努めること。

- (32) 進学・転学の際の学校間の情報共有については、ケース会議の開催等により、伝達する内容に漏れがないよう整理した上で、対面・電話連絡・文書等による学校間での引継ぎを行うこと。その際、引き継ぐ情報については、個人情報保護に十分に配慮すること。

- (33) 差別事象等の人権侵害が生起した場合には、教育委員会と速やかに連携を図り、機を逸することなく学校として組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決には最大の努力を払うこと。

また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努め、教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めること。

- (34) 学校・家庭・地域との連携を図りながら、PTA活動等においても、人権意識の高揚に努めること。
- (35) ヤングケアラーについては、本人が家族の状況を知られたくない場合ややりがいを感じている場合、本人や家族が支援を必要と考えていない場合等その状況は様々であり表面化しにくいことから、ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげるよう努めること。

〈3〉障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援

- (36) 障がいのある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、校内委員会の適切な運営等、各学校園等における総合的な支援体制の整備・充実をより一層図ること。「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。
- (37) 各学校園では、全校的な協力体制のもと、発達障がいのある幼児・児童・生徒に対する正しい理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、教育活動を展開すること。
- (38) 各学校では支援学級と通常の学級の交流の場を積極的に設け、児童・生徒の相互理解を推進すること。また、幼稚園・小学校・中学校との連携を進め、好ましい人間関係の育成に努めるとともに、支援学校等との交流連携も推進すること。
- (39) 各学校園において、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が組織的、計画的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用すること。
- 作成・活用に際しては、本人や保護者の参画のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共有を図るとともに、校種間はもとより医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を図ること。
- なお、作成については、支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒の全員について「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成すること。また、通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導に当たっては、作成・活用するように努めること。
- (40) 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引き継がれるよう、日頃から校種間や関係機関における連携を深め、「個別の教育支援計画」の引

継ぎが確実に行われるよう努めること。

- (41) 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、全ての教科等において困難さに対する指導の工夫の意図や手立てを明確にした指導・支援の充実を図ること。

あわせて、ユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取組みを学校全体で積極的に進めるとともに、支援教育コーディネーターを活用し、組織的に教育活動を展開すること。

- (42) 支援教育コーディネーターをはじめ、幼稚園・小学校・中学校の支援学級担当者等を中心に各学校園が連携し、相互に研鑽を深めながら、より充実した支援教育の実施に努めること。

- (43) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、できるだけ早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供に努めること。

〈4〉生徒指導の充実

- (44) 増加傾向にある携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うよう指導するとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。

- (45) 携帯電話等への依存からの脱却を図るため、小・中学校への児童・生徒の携帯電話等の持ち込みについては原則禁止とすること。ただし、児童・生徒の登下校時における安全の観点等特別やむを得ない事情から、保護者より申請があり、校長が携帯電話等の学校への持ち込みを必要と認める場合は、教育活動に支障が出ないように工夫すること。

さらに、家庭でのルールづくり等、保護者への啓発及び被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制の確立を行うとともに、児童・生徒に携帯電話等の有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できるよう指導すること。

- (46) いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。学校においては「いじめ防止対策推

進法」(平成 25 年 9 月 28 日施行)や「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定、平成 29 年 3 月改訂)、「忠岡町いじめ防止基本方針」(平成 31 年 1 月策定)の趣旨を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識すること。また生徒指導体制の充実を図りその防止に努め、学校のあらゆる教育活動を通して、社会生活を営む上での倫理観や規範意識・ルールなどを確実に身に付け、児童・生徒自らが課題を解決するための問題解決力の育成を図るため、全校的な生徒指導体制の確立に努めること。

さらに、いじめが生じた際には、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと対応するとともに、いじめられた児童・生徒の立場に立ち適切に対応すること。いじめを認知した際は、組織的な対応により確実な解決を図るよう努めるとともに、町教育委員会に直ちに報告すること。

(47) 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談機能の充実を図るとともに小・中学校間をはじめ、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関を含めたケース会議を実施するなど連携を図り、多面的、総合的に取り組むこと。

(48) すべての児童・生徒が元気に登校できるように、子どもや家庭についての理解を深め、実態に合わせた適切な支援を行うこと。そのため、各ボランティア等を含めた機動的で組織的な幼・小・中連携を積極的に進めつつ、各学校での校内支援体制を充実させること。

〈5〉進路指導・キャリア教育の充実

(49) 進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身につけることができるよう、指導・援助すること。

(50) 高等学校等への進学指導は、合同説明会や体験入学などへ参加するように指導するとともに、高等学校等の特色などについての情報を生徒・保護者へ積極的に提供するなどして、生徒が将来を展望し、主体的に進路選択できるよう支援する観点で行うこと。

また、府内における公立高等学校入学者選抜制度の変更、府立高等学校の特色づくり、高等学校再編整備の状況、高等学校の授業料無償化に係る法律の改正、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることから、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図ること。

- (51) 児童・生徒が、目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的に自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ること。
- (52) 幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ推進するとともに、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。
- (53) 児童・生徒が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むこと。
- (54) 教職員が考えるキャリア教育で育みたい力を児童・生徒が理解し、自分の成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。その際、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材（「キャリア・パスポート」）等を作成し、活用すること。
- (55) 職場体験の取組みを実施する際は、働くことの意義や目的の理解を深め、進んで働こうとする意欲や態度などを育成するよう指導すること。
- (56) 生徒が家庭事情や経済的理由による進学を断念することなく、自らの能力や適正等にあった進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること。

〈6〉国旗・国歌の指導

- (57) 国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくために、国旗及び国歌を尊重する態度を育てること。
- (58) 入学式や卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱をはじめとし、小学校学習指導要領において、国歌の指導について「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、いずれの学年においても音楽の年間指導計画に位置付け、適切に指導すること。

3 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

〈1〉子どもの安全確保及び 危機管理体制の充実

- (59) 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、

登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。

- (60) 学校教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症・アナフィラキシーショック等の事故防止に努めるとともに、屋外での活動中における集中豪雨、落雷等の自然災害に十分に注意し、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。

加えて、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、災害及び万一の事件・事故が発生した場合、教職員としての自覚のもと、的確に行動できるための学校独自の危機管理マニュアルの見直しや様々な事態を想定した実践的な訓練を行うこと。

また、万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。

- (61) 安全管理についての点検や暴漢等の侵入者に対する連絡・配備体制を確立し、幼児・児童・生徒の安全確保に努めるとともに、学校園の防犯対策のための施設・設備の整備に努めること。

- (62) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。

- (63) 保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった幼児・児童・生徒の安全確保のための方策を講じるよう努めること。

また、地域と連携しながら「安全マップ」を作成するなど、幼児・児童・生徒が危機回避能力を身につける取組みを進めること。

- (64) 警察等と連携して「防犯教室」を開催するなど、幼児・児童・生徒の啓発に努めること。

- (65) 学校給食の安全・衛生管理体制の徹底を図ること。

- (66) 食物アレルギー等を有する児童・生徒等に対しては、校内において、校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医ならびに消防署との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童・生徒等の状況に応じた対応に努めること。

〈2〉健康教育の充実と体力づくりの推進

- (67) 学校の教育活動全体を通じて、健康教育、体力づくりに組織的・計画的に取り組むとともに、家庭や地域との連携を図ること。また、学校保健委員会を組織し活性化を図ること。
- (68) 子どもの体力が低水準で推移していることから、体を動かす時間を多く確保し、各学校の状況や子どもの実態に応じ、学校全体で体を動かす時間を設定するなどの工夫をすること。
- (69) 各学校において、家庭と十分連携して、調和のとれた食事、適切な運動、十分な栄養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童・生徒等が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実すること。
- (70) 食に関する指導に当たっては、「食に関する指導の手引」等を参考に、推進する組織を明確にするなど、各学校で食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育全体を通して実施すること。その際、学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成に努めること。
- (71) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。
- (72) 熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。

4 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

〈1〉学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

- (73) 校長は学校の将来像を描き、そのための経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図り、校内各組織の活性化に努め、授業をはじめ学校の教育活動全般にわたり現状を把握し、学校運営における組織的な取組みを推進すること。学校のめざす目標等について保護者等に積極的に発信するとともに、機動的な学校運営体制の構築については、課題に対し適切かつ迅速に対処できるよう、府の制度等を有効に活用すること。
- (74) 校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の新たな課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。また、教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、機能的な学校運営に努めること。

- (75) 学校で作成される様々な文書や個人情報について、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、電子情報も含めた公文書の適切な情報管理及び個人情報の保護のために組織的に取り組むこと。また、個人情報の適切な取り扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報の保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
- (76) 学校教育自己診断と学校協議会等を関連させて学校運営の改善に積極的に活用するとともに、学校教育自己診断の結果や学校協議会等の協議内容等について、学校便り等により積極的に情報発信すること。
- (77) 地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が協働の関係をめざしながら、すこやかネット等地域社会をあげて子どもの健全育成に向けた取組みを円滑に、より効果的に推進すること。

〈2〉教職員の資質向上及びサービスの徹底

- (78) 教職員は教育に携わる公務員としての責務を自覚し、地域の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図ること。
- (79) 校長は、教職員が日々の研究と修養のため、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努めるとともに、国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校における課題等を踏まえ、校内研修の充実を図ること。その際、明確な研修目標の設定及び研修の計画的な実施に特に留意すること。
- (80) 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、組織的・継続的な育成ができる校内体制づくりに努めること。
その際、学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。また、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導助言等、適切な個別支援を行うこと。
さらに、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図る。
- (81) 教員免許更新制について、教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが期日までに確実に行われるよう適切な情報提供及び指示を行うこと。
- (82) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たること。特に、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、被害の子どもの立場に立った適切な指導を行うこと。

また、教職員間及び幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。

万一、セクシュアル・ハラスメントが生起した場合には、被害者の人権・プライバシーを尊重するとともに、二次被害の発生防止に努めること。また、校長は教育委員会と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。

(83) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。「体罰防止マニュアル（改訂版）」、等を活用しながら研修を行うとともに、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を確立すること。

(84) 「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、教員評価支援チームや府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

〈3〉働き方改革

(85) 長時間勤務の縮減に向けて、定時退庁に努めるとともに遅くとも午後7時までに全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」の少なくとも週1回の設定、及びノークラブデー（部活動休養日）の明確化に取り組むこと。

(86) 各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みの促進について適切に対応すること。

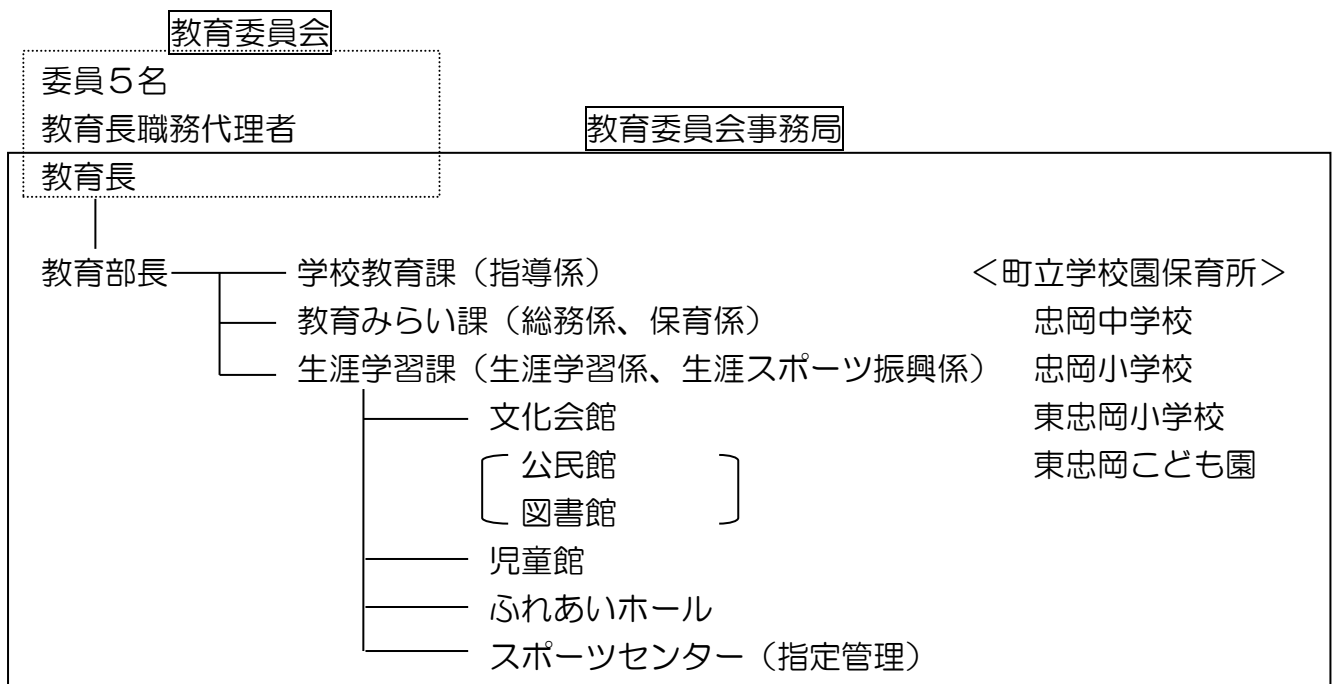
(87) ストレスチェック制度を個人情報の管理及び保護に留意しつつ、適切に実施すること。また、実施に当たっては、本制度の趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」について職員に周知徹底するとともに、受検勧奨に努めること。

〈4〉部活動の在り方

(88) 「忠岡町立学校における部活動の在り方に関する方針」等に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。

教育委員会の組織と事務局

(令和5年4月1日現在)



教育委員会事務局事務分掌

教育みらい課

総務係

- ①学級編制に関すること。
- ②生徒及び児童の就学に関すること。
- ③教科用図書の給与事務に関すること。
- ④生徒、児童及び教職員の保健並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターに関するこ
と。
- ⑤学校給食に関すること。
- ⑥教育統計及び調査に関すること。
- ⑦忠岡町教育委員会（以下「委員会」という。）の会議及び委員に関すること。
- ⑧委員会の規則の制定及び改廃に関すること。
- ⑨委員会に対する請願及び陳情に関すること。
- ⑩儀式及び表彰に関すること。
- ⑪公告式及び教育の広報に関すること。
- ⑫職員（府費負担職員を除く。以下同じ。）の人事及び給与に関すること。
- ⑬公印の保管に関すること。
- ⑭学校教育機関の設置、廃止及び施設管理並びに整備に関すること。
- ⑮教材教具その他の設備整備に関すること。
- ⑯学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
- ⑰他の所管に属さないこと。

保育係

- ①保育の実施に関すること。
- ②町立保育所の管理運営及び保育指導に関すること。
- ③民間保育所の運営指導及び保育指導に関すること。
- ④民間こども園の運営指導及び教育・保育指導に関すること。
- ⑤町立幼稚園の管理運営に関すること。
- ⑥町立幼稚園児の就園に関すること。
- ⑦就園奨励事業に関すること。
- ⑧園児の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- ⑨地域の子育て支援に関すること。
- ⑩子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付に係る支給認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。
- ⑪子育て支援施策の調査、企画及び立案並びに子ども・子育て会議に関すること。
- ⑫町立幼稚園及び町立保育所の使用料の徴収及び収納に関すること。
- ⑬民間こども園及び民間保育所の使用料の徴収及び収納に関すること。
- ⑭その他就学前教育・保育に関すること。

学校教育課

指導係

- ①教職員の人事及び服務に関すること。
- ②教科用図書及び教材の採択及び取扱いの指導に関すること。
- ③学校教育及び幼稚園教育の指導及び助言に関すること。
- ④学校教育計画（教育課程、組織及び編成）の指導に関すること。
- ⑤学校教育における研究会、研修会等に関すること。
- ⑥特別支援教育に関すること。
- ⑦学校行事に関すること。
- ⑧教職員の指導及び研修に関すること。
- ⑨生徒指導に関すること。
- ⑩人権尊重の教育の推進に関すること。
- ⑪キャリア教育・進路指導に関すること。
- ⑫学校における健康教育及び安全教育に関すること。
- ⑬学校保健・食育に関すること。
- ⑭学校体育に関すること。
- ⑮学校支援本部事業に関すること。
- ⑯教育相談に関すること。
- ⑰学校教育についての専門事項に関すること。
- ⑱その他学校教育指導に関すること。

生涯学習課

生涯学習係

- ①生涯学習基本計画に基づく事業の推進及び総合調整に関すること。
- ②社会教育団体の指導、助言及び連絡調整に関すること。
- ③青少年指導員に関すること。
- ④文化財保護及び文化、芸能に関すること。
- ⑤社会教育資料の刊行及び配布に関すること。
- ⑥町史資料の保管に関すること。
- ⑦社会同和教育に関すること。
- ⑧人権啓発に関すること。
- ⑨生涯学習事業に関すること。
- ⑩教育コミュニティづくり推進事業に関すること。
- ⑪青少年の育成に関すること。
- ⑫放課後児童クラブに関すること
- ⑬放課後子ども教室に関すること
- ⑭各施設の管理運営に関すること。
- ⑬その他生涯学習に関すること。

生涯スポーツ振興係

- ①生涯スポーツ振興基本計画に基づく施策の企画及び推進に関すること。
- ②生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興に関すること。
- ③社会体育関係団体に関すること。
- ④スポーツ推進委員に関すること。
- ⑤学校開放に関すること。
- ⑥各種体育施設の管理運営に関すること。
- ⑦その他スポーツ振興に関すること。

忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する 点検及び評価のための教育委員会評価委員設置要綱

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定により、同条第1項の点検及び評価を行うにあたって教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るとともに、事務事業の管理及び執行の状況についての透明性の確保と住民への説明責任を果たすため、忠岡町教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員（以下「委員」という。）を設置する。

（職務）

第2条 委員は、忠岡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、前条の点検及び評価を行うにあたり、意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員は2人とする。

2 委員は、教育に対し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱した年度内とする。

4 委員は再任することができる。

（庶務）

第4条 委員の設置に付随する庶務は、教育みらい課において行う。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、教育委員会がこれを別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくことを目的に、忠岡町教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

（点検及び評価の対象）

第2条 点検及び評価の対象は、忠岡町総合計画実施計画に掲げる教育委員会の事務事業とし、教育委員会が定めるものとする。

（点検及び評価の方法）

第3条 点検及び評価の方法は、次の方法により行うものとする。

- （1） 必要性、有効性及び効率性の観点から点検・評価を行うものとし、別表第1に定める評価基準表により、自己評価をするものとする。
- （2） 前号の自己評価を踏まえ、別表第2に定める総合評価表から今後の取組みの方向性として妥当であると思われるものを選択し、その理由、今後の方向性ととも示すものとする。

2 教育委員会は、点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者から評価の方法や結果について、意見を聴取するものとする。

（議会への報告及び公表）

第4条 点検及び評価の結果については、速やかに報告書を作成し、議会に報告するものとする。

2 公表は、議会報告後に行うものとする。

（委任）

第5条 この要領に規定するもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

評価基準	評価の視点	評価
必要性	・町が関与する妥当性はあるか。 ・町民ニーズはあるか。 ・時代の変化に適応しているか。	左記の内容について、5段階で自己評価を行う。
有効性	・目標どおりの成果がでているか。 ・他に類似事業はないか。 ・単位当たりコストは妥当か。	
効率性	・コスト削減の余地はないか。 ・負担割合は適正か。 ・最小の経費で最大の効果を挙げているか。 ・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率的か。	

別表第2

総合評価	理由
S：拡 充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
A：継 続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
B：要検討	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等の課題を整理し検討が必要
C：要改善	課題が明確であり、今後、改善に取り組む必要がある
D：廃 止	事業を廃止（または休止）する